日　時：令和８年９月９日（水）13:00～
場　所：個人情報保護委員会　委員会室
出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、松谷総務課長、
日置参事官、在津参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○松谷総務課長　それでは、会議を始めます。
本日は、全員が御出席です。
以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。
○手塚委員長　それでは、ただいまから、第368回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は五つです。
議題１「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律　政令・規則・ガイドライン等の整備に関する今後の進め方（案）について」、事務局から説明をお願いします。
○田中企画官　それでは、資料に沿って御説明いたします。
今回お諮りするのは、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律　政令・規則・ガイドライン等の整備に関する今後の進め方（案）について」となります。
１ページは、８月26日の委員会において決定していただいた今後の進め方です。今後、この流れに沿って、個人、事業者等多様な主体から広く丁寧に御意見を伺いながら検討を進めてまいります。
その具体的なプロセスをお示ししたものが、２ページになります。
まず、事務局においては、委員会における基本的な考え方に関する議論等を踏まえて、多様な個人の立場から御意見を伺う団体や事業者の立場から御意見を伺う団体との意見交換会を幅広く実施したいと考えております。
多様な個人の立場から御意見を伺う団体としては、資料中に緑色で表示した９団体、それから、事業者の立場から御意見を伺う団体としては、資料中に青色で表示した８団体、計17団体に参加していただきたいと考えております。この意見交換会は、テーマごと、立場ごとに実施したいと考えております。
つづきまして、意見交換会の実施後には、政令・規則・ガイドライン等の整備に当たって参考にするため、意見交換会に参加していただいた団体からのヒアリングを事務局において実施したいと考えております。
この事務局ヒアリングは、テーマ横断的に、双方の立場が混在する形で実施をいたしまして、その議事要旨につきましては、委員会に御報告するとともに、公表したいと考えております。
なお、意見交換会と事務局ヒアリングは、多様な主体との連携を図るため、一体的なプロセスとして行うものとして位置づけております。そこで、この一体的なプロセスを「マ

ルチステークホルダー連携プロセス」と呼ぶこととしたいと考えております。

３ページは、当面のスケジュールのイメージをお示ししたものでございます。

まず、委員会におきましては、９月中旬から10月中旬にかけて、３回にわたり政令・規則で定める内容について、基本的な考え方を御議論いただきたいと考えております。その進捗に応じまして、団体との意見交換会を複数回実施した上で、10月下旬から11月上旬には事務局ヒアリングを実施したいと考えております。事務局ヒアリングの議事概要を委員会に御報告した後においても委員会や意見交換会を随時開催し、その結果を踏まえて、来年１月以降に政令・規則で定める内容について意見募集を実施したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○清水委員　御説明ありがとうございます。

今後の進め方（案）について、異存ございません。幅広いステークホルダーの意見を反映させる丁寧なプロセスを御提案いただいていると思います。

１点だけ、念のため追加で意見を述べさせていただきます。

意見交換会及び事務局ヒアリングは、原則記載の団体を対象として行われる予定であり、一般個人は、来年初め頃と想定される意見募集の際に初めて意見を述べる機会が与えられているものと理解しております。

本法は、一般個人が主なステークホルダーであり、また、今般の改正につきましても、一般個人の関心も高いと認識しております。したがいまして、専門知識を持たない方々に対しても、ホームページ上で分かりやすく論点や事務局ヒアリングの概要を示していただくことにより、是非意見募集の際に有用な意見が寄せられるように工夫していただきたいと考えております。

以上です。

○手塚委員長　何か事務局からありますか。

○田中企画官　御意見ありがとうございます。

委員会でこれからお示しする基本的な考え方につきましては、一般の方が御覧になっても理解できるように、丁寧に内容を記していきたいと考えておりまして、それを踏まえながら議論を進めていきたいと思っております。その上で、施行するまでの間には、事務局としてしっかりと制度の内容の周知にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○手塚委員長　ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題２「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく『認定匿名加工医療情報作成事業者』及び『認定仮名加工医療情報作成事業者』の認定に係る協議について」、事務局から説明をお願いします。

○肥沼企画官　次世代医療基盤法に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者の認定、また、認定仮名加工医療情報作成事業者の認定に係る協議への対応について、説明申し上げます。

資料２－１でございます。「１．趣旨」の部分でございます。次世代医療基盤法においては、主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者の認定、また、認定仮名加工医療情報作成事業者の認定を行う際には、個人情報保護委員会に協議をすることとされており、今般、医療ＡＩ推進機構株式会社から主務大臣宛てに当該認定の申請がなされたことから、当委員会に対し主務大臣から協議が行われたものでございます。なお、現在認定されております作成事業者は三者でございまして、今般の申請協議について主務大臣において認定がなされますと、四者目になります。

つぎに、「２．検討内容」の部分でございます。それぞれの申請内容につきまして、個人情報保護法の規定との同等性を踏まえ、資料に記載をしております①から⑨までの観点について、確認をいたしました。

「３．対応案」でございます。検討内容のとおり、本件協議書等によれば、今般の申請者においては、個人情報保護法における匿名加工情報、また、仮名加工情報を作成するなどするときの個人情報取扱事業者に課されている措置の水準と同程度の措置を講ずることとしておりますことから、それらの適正な取扱いが確保されているものと認められます。

また、匿名加工医療情報作成事業者、仮名加工医療情報作成事業者は、それぞれ個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者になりますため、今般の申請者においては、事業実施に当たって、個人情報保護法の規律に従って運用される必要があるところです。

また、特に今回、画像情報を含む匿名加工医療情報の作成について、確実に特定の個人を識別することができず、かつ、その作成の元となった医療情報を復元することができない状態となるよう、事業者において慎重な対応を要するものでございます。

以上を踏まえまして、本協議については、資料２－２のとおり、認定について異存がない旨、回答するとともに、申請者において、特に画像情報を含む匿名加工医療情報の作成に当たっては、慎重な検討を行った上で、個人情報保護法の規定に従い適切に運用すること、また、主務大臣においては、申請者による事業が適切になされていることや、申請者

による提供先の仮名加工医療情報利用事業者に対する必要かつ適切な監督がなされていることに関して定期的な確認等を行うことを意見として付したいと思っており、この内容でもって委員会として御了承いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○清水委員　資料２－２の回答案に賛成いたします。その上で、１点意見を申し述べます。

御説明にありましたように、本申請者は、医療画像データ及び付随する情報を収集し、匿名あるいは仮名加工化する予定と聞いております。２－２の「記」以下に記載されているように、委員会としましては、主務大臣に対して、匿名加工医療情報の具体的な作成方法について慎重な検討を行うべきこと、画像情報を含む匿名加工医療情報の作成や提供が適切になされていること、及び本事業者による提供先の認定仮名加工医療情報利用事業者に対する必要かつ適切な監督がなされていることを定期的に確認する等の取組を求めております。

主務大臣におけるこのような取組の結果、個人情報保護法に照らして何らかの課題が判明した場合には、委員会にも情報が共有される仕組みを作っていただきたいと考えております。よろしく御検討のほど、お願いいたします。

以上です。

○肥沼企画官　御意見ありがとうございます。

主務府省に対しては、監督結果について当事務局にも報告することを申し入れる予定でして、その内容をこちらとしても適切に確認をし、何か疑義があるような事例が生じた場合には、適宜委員会にも御相談させていただきたいと考えております。

○手塚委員長　ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題３「個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等

に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件の一部を改正する告示（案）に関する意見募集結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局　本年７月15日の第363回個人情報保護委員会でお諮りいたしました、個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件の一部を改正する告示（案）に関する意見募集結果について、御説明いたします。

本議題に関する資料は２点ございます。本日は資料３－１に基づき御説明させていただきます。具体的な改正内容につきましては、資料３－２を御参照ください。なお、意見募集結果を踏まえた改正案の修正は行っておりません。

本改正案について、７月16日から８月14日までの間、意見募集を行った結果、30件の御意見が寄せられました。御意見につきましては、資料３－１別紙の表を御覧ください。

御意見の内容としましては、大別して賛成の御意見や反対の御意見、本改正に関する御意見のように記載されているものの、内容は意見募集の対象外となる御意見などがございましたところ、それらの内容に沿って回答案を作成してございます。寄せられました30件の意見の中で、先ほど申し上げました賛成や反対などの主な意見を御紹介させていただきます。なお、資料３－１別紙は御意見が寄せられた順に回答案を記載してございます。

番号３の御意見については、反対の御意見に当たります。御意見等に対する考え方としては、本改正案は、所要の漏えい等報告について、関係省庁申合せ別紙様式３を提出する方法及び官民連携基盤を用いる方法によることを可能とするものであり、それ以外の従前の取扱いについて変更するものではないことを御説明しております。

また、番号４の御意見については、本意見募集の対象外となる御意見に当たります。御意見等に対する考え方としては、こちらの御意見は本改正に関するものではなく、本意見募集の対象外であると考えますので、その旨、説明しております。

最後に、番号６の御意見については、賛成の御意見に当たります。御意見等に対する考え方としては、賛成の御意見として承るほか、共通様式又は官民連携基盤を利用した場合の漏えい等報告の運用については、当委員会ウェブサイト等において適切に周知してまいることを御説明しております。

なお、この資料に記載している御意見のほか、改正案の内容とは関係がないと考えられる御意見が11件ございました。

本改正案について御決定いただけましたら、その他サイバー攻撃等事案に関する共通様式の適用開始日となる令和８年10月１日に施行するよう取り進めたいと存じます。

御説明は以上です。

○手塚委員長　どうもありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題４「東京都情報サービス産業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について（再実施）」、事務局から説明をお願いします。

○事務局　今般、東京都情報サービス産業健康保険組合から、「適用、給付及び徴収関係事務　全項目評価書」の提出がございました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料４－１に基づき、評価書の概要を説明させていただきます。今般、評価の再実施を行う理由は、副本登録の方法を従来のフラッシュメモリからサーバー間のネットワーク接続による情報連携に変更するためです。

事務の内容の変更点として、10ページの「（別添１）事務の内容」において、ページ右上の白い枠に「基幹システム兼情報連携サーバー」と記載されており、基幹システム内の一機能として搭載される情報連携サーバーについて、一連の事務が追加されています。事務の変更内容を踏まえ、特定個人情報の入手、使用、委託、保管、消去、情報提供ネットワークシステムとの接続における新たなリスク対策が講じられることとなります。

今回追記された主なリスク対策の例については、43ページの下段「特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」において、情報連携サーバーを搭載する基幹システムの運用・保守事業者による特定個人情報の取扱いについては、原則として個人番号を含むデータを取り扱わないこととし、障害対応等の場合には、同事業者から組合に事前申請の上、組合事務所でのみアクセス可能とすることが記載されています。

また、47ページの「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」における中段の「サーバー間接続に係る中間サーバーと基幹システムとの情報授受に係るリスク対策」の３ポツ目に、情報連携に係る基幹システムの操作ログを記録し、担当グループ責任者が定期的にチェックすることが記載されておりま

す。
評価書の概要説明は以上です。
つづきまして、資料４－２に基づき、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明させていただきます。
１ページから３ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、４ページから10ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。
つづきまして、11ページを御覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」では、情報連携サーバーの利用における特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策として、先の資料で御説明した内容などが記載されており、いずれも「問題は認められない」としております。
つづきまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として３点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものとしています。
最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。今回の再実施は、情報連携サーバーを導入することで副本登録の方法が変更されることに伴うものです。
この点につきまして、（４）として、情報漏えい等に対するリスク対策について、組合のサーバー間の通信はＩＰ－ＶＰＮによる閉鎖された通信回線を使用し、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をすること等が重要であること、また、（６）として、（１）から（５）に記載している事項については不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスクが生じることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。
精査結果の概要は以上です。
なお、本日の委員会で御承認をいただければ、東京都情報サービス産業健康保険組合に対して、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。
また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。
事務局からの説明は以上です。
○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの御説明について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
どうぞ。
○藤井委員　御説明ありがとうございます。
本件は承認するものではございますが、このような案件で、評価書の記載内容どおりに運用が実行されているか、どの程度の頻度で監視・監督を行っているのでしょうか。

○手塚委員長　どうぞ、事務局。
○片岡参事官　行政機関等に対しては、定期的・計画的な検査を実施しております。一方で、組合については、定期的・計画的に検査を行う機会はありませんが、漏えい等の事案が発生した場合には、検査を実施することが考えられます。また、メンテナンス等により評価の再実施が行われる際には、事務局において、これまで実施してきた内容と齟齬がないかという確認をしております。
○藤井委員　分かりました。是非ともそのようなサイクルがうまく回るよう、お願いしたいと思います。
　以上です。
○手塚委員長　ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
　特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。
　それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。
　事務局においては、所要の手続を進めてください。
　また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。
　本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。
　御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。
　では、次の議題に移ります。
　議題５「国土交通大臣（自動車整備士技能検定に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いします。
○事務局　それでは、議題５について御説明いたします。
　今般、国土交通大臣より、自動車整備士技能検定に関する事務全項目評価書が提出されました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点などに基づき、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を御説明いたします。その上で、承認について御審議いただきたく存じます。
　まず、資料５－１に基づき、評価書の概要を御説明いたします。
　特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、３ページをお開きください。「②事務の内容」を御覧ください。国土交通大臣が資格に係る資格管理事務及び試験に係る試験管理事務を行うことが記載されております。事務の内容については10ページの「（別添１）事務の内容」を御覧ください。国土交通大臣は、事務を実施するに当たり、新たに自動車整備士資格関連情報ファイルを保有し、申請された個人番号を含む資格情報及び受験情報について国家資格等情報連携・活用システムに登録すること、当該情報について住民基本台帳ネットワークシステムを利用した照会を行うことで正確な資格情報等を把握することが記載されています。
　つづきまして、特定個人情報の入手から使用、委託、保管、消去に至る一連のライフサ

イクルの各場面における主なリスク対策の例を御説明いたします。

まず、特定個人情報の入手について、こちらは26ページの「リスク１：目的外の入手が行われるリスク」における「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」として、あらかじめマイナポータルにおいてマイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を行うことなどが記載されています。

つぎに、特定個人情報の使用について、29ページの「リスク１：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク」として、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子である仮名を用いて情報を紐付けて確認することなどが記載されています。

つづいて、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、33ページの「情報保護管理体制の確認」として、業務運用の委託を行う際はプライバシーマークやＩＳＭＳ等の認証取得業者であることなど、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認することが記載されています。

最後に、特定個人情報の保管・消去について、39ページの「リスク３：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」として、パブリッククラウド環境ではデータの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてＩＳＯ／ＩＥＣ27001に準拠した廃棄プロセスを確保すること等が記載されております。

評価書の概要説明は以上です。

つづきまして、資料５－２に基づいて、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を御説明いたします。

１ページから３ページまでの「全体的な事項」では、評価実施を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、そして４ページから10ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

11ページを御覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」では、国家資格等情報連携・活用システムを介して申請情報及び資格情報を入手・使用する際のリスク対策について具体的に記載され、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものかという観点から審査しており、問題は認められないとしております。

12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として３点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、12ページ下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。本事務は、資格及び試験情報を含む特定個人情報を国家資格等情報連携・活用システムを用いて管理するものです。

この点につきまして、（２）として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように

制御している等の措置を確実に実行する必要があること、（４）として、情報漏えい等に対するリスク対策について、国家資格等情報連携・活用システムとの接続はＶＰＮ等とするとともに、各システム間の通信の暗号化等を行うことにより、通信のセキュリティを維持すること等が重要であること、また、（６）として、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務の開始やシステム変更に伴い事務フローの変更や新たなリスクが生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上となります。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、国土交通大臣に対して承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局の説明は以上となります。

○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○清水委員　審査結果については異存ございませんが、２点意見を申し上げたいと思います。

１点目ですが、今回の自動車整備士技能検定に関する事務の評価においては、国交省の過去２年間の国家資格に係る事務のデジタル化案件と異なり、「試験管理事務」も含まれており、当該事務も特定個人情報を取り扱うものとして、保護評価の対象となっております。試験管理事務により、受験者がオンラインで受験申込みができ、合否情報を知ることができるとされておりますけれども、一度登録した受験者情報は、合否にかかわらず、資格情報等と同様に、例外的な場合を除き保有され続ける運用が想定されております。したがって、受験者情報についても、国家資格の登録情報と同様に、特定個人情報に係るリスク対策、とりわけ特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに適切に対応していただきたいと考えます。

２点目ですが、国家資格関係事務に関する特定個人情報保護評価においては、デジタル化の事務は令和５年から始まり、先行する厚労省等の経験を学びつつ展開されてきたと理解しております。先行する事務の経験や課題認識の還元により、後から続きます事務が、より効率的かつ有効に実施できるように、事務局には積極的に役割を果たしていただきたいと考えております。

以上です。

○手塚委員長　どうぞ。

○片岡参事官　ありがとうございます。

今回、試験管理事務も保護評価の対象となっており、受験者の特定個人情報の消去につ

いて、評価実施機関において適切なタイミングで消去するように求めてまいります。
　また、国家資格関係事務については、今後も様々な資格において評価の実施が予定されております。事務局においては、引き続き、これまでの評価実施により蓄積されている知識やノウハウを評価実施機関に還元し、より実践的な保護評価につなげていくとともに、より効果的・効率的な審査を行うように努めてまいります。
○手塚委員長　ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
　特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。
　御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。
　事務局においては、所要の手続を進めてください。
　また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。
　本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。
　御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。
　本日の議題は以上です。
　それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。